

## 県民に大きな不安と恐怖を与えた相次ぐ米軍機による部品落下事故に対する意見書

米軍普天間基地所属のAH-1ヘリコプターが平成27年1月15日、訓練中にミサイル発射装置など約200キロの部品を落下した。また、米空軍嘉手納基地所属HH-60救難ヘリコプターが1月23日に通信ケーブルのプラスチックカバー約68グラムを落下した。さらに、2月4日にも同基地所属のF-15イーグル戦闘機が訓練飛行中に垂直安定板の先端部分約5.4キロを落下させる事故が相次いで発生した。

これらの落下事故によるけが人などの被害は確認されていないが、万が一住民地域に落下していれば大惨事を起こしかねない重大事故である。

F-15イーグル戦闘機による部品落下事故は、昨年5件の発生に相次ぎ、落下事故も頻発していることからも分かるように、老朽化、安全性の不安が指摘されているにも拘わらず、同機の飛行を中止することなく住民居住地域上空で飛行訓練を継続し、基地周辺住民に不安と恐怖を与えていたことは断じて容認出来るものではない。

本村議会は、米軍機の事故が発生するたびに、米軍及び関係機関に厳重に抗議するとともに整備点検や安全管理の徹底を強く要請してきた。しかしながら一向に改善されず米軍機が日夜飛行訓練を行い、周辺住民の命や暮らしを顧みない行為は正に周辺住民を愚弄するものであり強い怒りを覚える。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに解決するよう強く要請する。

### 記

- 安全管理を厳重に行い、事故の再発防止の徹底を図ること。
- 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに公表すること。
- 住民居住上空での飛行訓練を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月4日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当）  
沖縄防衛局長